

防衛省職員の皆様へ

ハーベストプラス

HARVEST PLUS

米国ドル建個人年金保険(19)(無配当)

米国ドルで育てる
自分年金



この保険には、**為替リスク**およびお客様に**ご負担いただく費用**があります。

詳しくは7・8ページをご確認ください。

外貨建保険にかかる為替相場の変動リスク等やご契約にかかる費用について、動画でご確認いただけます。

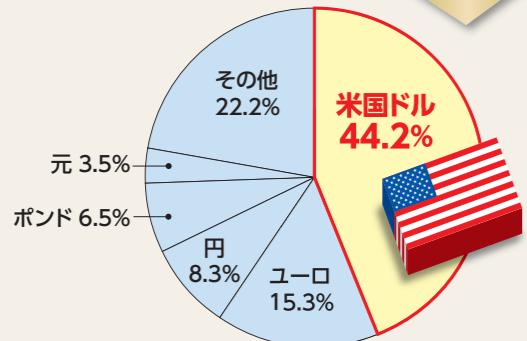


国際通貨 米国ドル

米国ドルは
取引高No.1の通貨です。

外国為替市場に占める
取引高No.1の米国ドル

米国ドルの
魅力



出典:(公財)国際通貨研究所国際通貨研レポート2022年BIS世界
外国為替市場調査について 第5図:世界の外国為替市場の
上位39通貨による取引額内訳とシェア(2022年)をもとに
ジブラルタ生命で作成

名目GDPが
世界一の米国

米国の
魅力

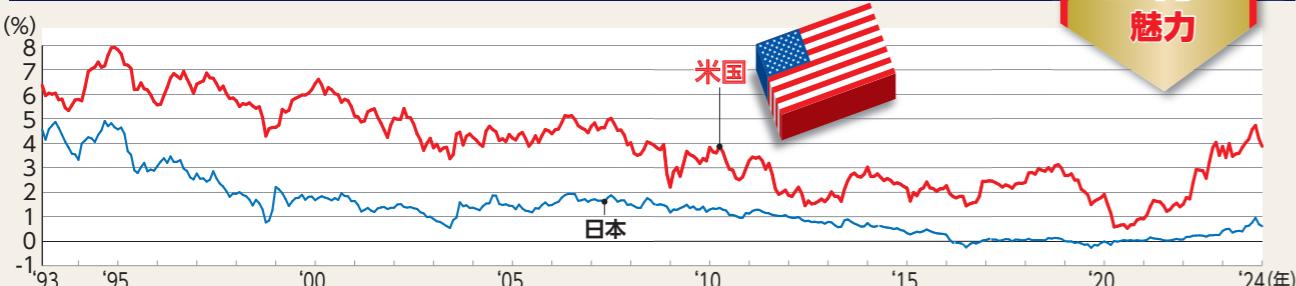
米国	254,627億米国ドル
中国	179,632億米国ドル
日本	42,311億米国ドル
ドイツ	40,722億米国ドル
インド	33,851億米国ドル (2022年) (億米国ドル未満を四捨五入)

出典:World Bankホームページ(2023年7月)をもとにジブラ
ルタ生命で作成

※GDP(国内総生産)とは国内の経済活動全体を通じ、一定期間内に
どの程度の経済的な付加価値が生み出されたかを示すものです。

米国と日本の10年国債利回り推移

金利
の
魅力



※上記は1993年1月～2024年1月の月初(1日)の利回りをもとに作成しています。

※上記は過去の数値を示したもので、将来における利回りを保証または示唆するものではありません。

出典:Bloombergの情報をもとにジブラルタ生命で作成

ドルコスト平均法
について

例

ドルコスト
平均法



為替レートは、外国為替相場の変動に応じて変化しており、外貨建商品を購入する際のリスクのひとつとなっています。しかし、「一定額の外貨」ではなく、「一定額の円」で支払って継続購入することで、「外貨が安いときに多く購入し、外貨が高いときには少なく購入する」ことになるので為替リスクの軽減が期待できます。

1米国ドルの購入額	140円	130円	145円	135円	150円	合計	平均購入価格
毎月20,000円 ずつ購入した場合	円 20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	100,000	1米国ドル 139.7円
毎月200米国ドル ずつ購入した場合	円 28,000	26,000	29,000	27,000	30,000	140,000	1米国ドル 140.0円

当パンフレットには、商品の仕組みや特徴をわかり易くご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、ジブラルタ生命所定の範囲内でのお取扱いとなります。

「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客様にとって不利益となる事項、ご契約についての大重要な事項などを記載したものです。



退職後に描くあなたの夢は…



etc

一方、老後の生活に心配もあります…

老後の生活を心配する理由(二人以上の世帯)

- 十分な金融資産がないから 68.0%
- 年金や保険が十分ではないから 52.1%

老後の生活を心配する理由は、
「十分な金融資産がないから」
「年金や保険が十分ではないから」が
5割以上！

(注)複数回答。 出典:金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査2022年」

- 生活の見通しが立たないほど物価が上昇することがあり得ると考えられるから 36.2%
- 現在の生活にゆとりがなく、老後に備えて準備(貯蓄など)していないから 24.7%
- 退職一時金が十分ではないから 20.3%
- 再就職などにより収入が得られる見込みがないから 10.0%
- こどもなどからの援助が期待できないから 10.0%
- 家賃の上昇により生活が苦しくなると見込まれるから 5.5%
- マイホームを取得できる見込みがないから 3.8%
- その他 6.3%

米国ドルで時間をかけて育てる “自分年金”を考えてみませんか?

退職後に描く夢のために、「円」で築く資産とは分けて
「米国ドル」で築くバランスの良い資産形成を。

動画で学ぶ
外貨のちしき

資産形成の手段として、外貨を活用してみませんか

資産形成の手段として外貨を活用することには、どのようなメリットがあるのでしょうか？じょうずに資産をまもり、育てて行くために、外貨を保有するメリットについて、動画でわかりやすく解説します。

動画を見る



この保険には為替リスクおよびお客様にご負担いただく費用があります。

この保険は米国ドル建であり、円で払込まれ、または円で受取る場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがいまして、受取時の為替相場で円に換算した年金等の額が、円建払込額(円建保険料)の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

▶詳しくは7・8ページの「為替リスクについて」「ご契約にかかる費用について」をご覧ください。

[ハーベストプラス HARVEST PLUS] のしくみ

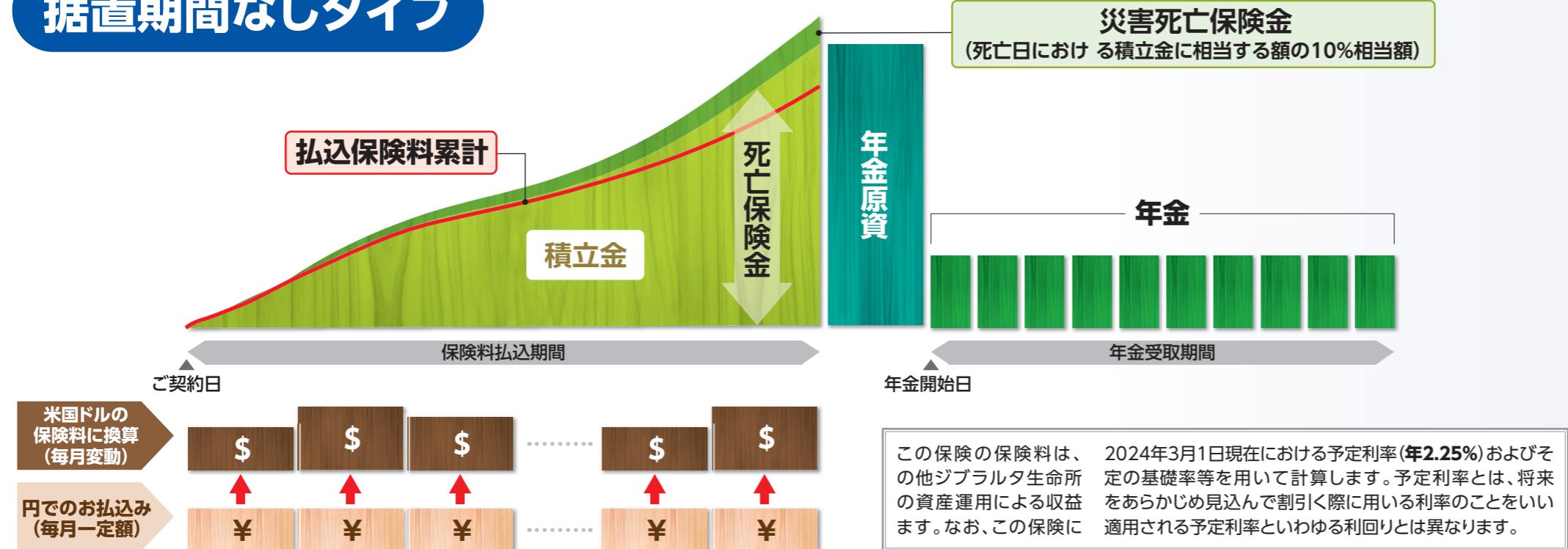
毎月、一定金額を「円」でお払込みいただく米国ドル建個人年金保険です。

据置期間なしタイプ

据置期間5年タイプ

コツコツ貯めて将来に備える

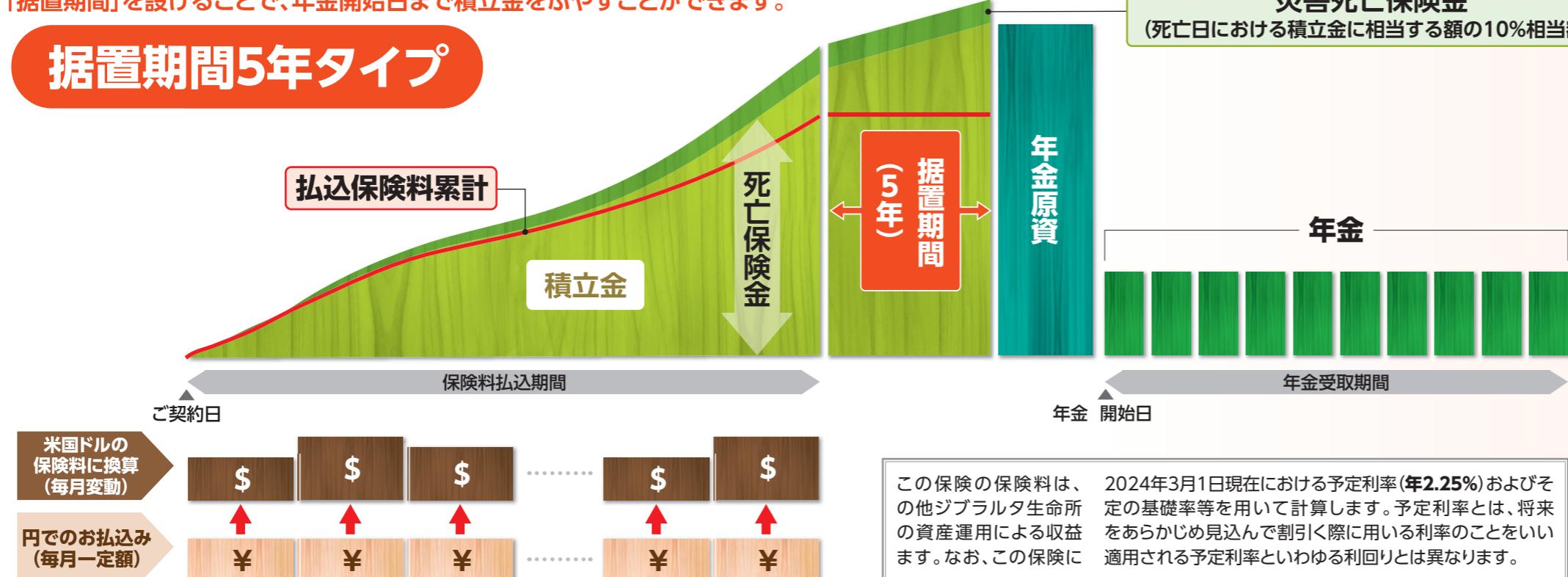
据置期間なしタイプ



「積立後もじっくり殖やして将来の楽しみに

「据置期間」を設けることで、年金開始日まで積立金をふやすことができます。

据置期間5年タイプ



[ハーベストプラス]の特徴

1 毎月の保険料のお払込みは「円」で一定です。

- 毎月お払込みいただく円建保険料は一定です。この円建保険料はお払込みの都度米国ドルに換算するため、米国ドル建保険料は毎月変動します。

*円建払込額を定める場合の特別付の円換算払込特約(19)を付加します。詳しくは、7ページをご覧ください。

2 「米国ドル」での積立金が増加します。

- 積立金は米国ドルで運用します。
- *米国ドル建保険料は毎月変動するため、年金原資(年金開始日前日末の積立金額)は年金開始まで確定しません。

3 ライフプランや為替相場の動向にあわせて「自分年金」を作ることができます。

- ライフプランにあわせて様々な年金種類や受取方法をお選びいただけます。
- 年金は、円または米国ドルのいずれかの通貨でお受取りいただけます。

*円でお受取りいただく場合、円換算支払特約(19)を付加します。詳しくは、7ページをご覧ください。

4 健康状態に関する告知や医師による診査は必要ありません。(現在の職業等についての告知のみ)

5 個人年金保険料控除により所得税・住民税が軽減されます。

- 個人年金保険料税制適格特約の付加が必要となります。

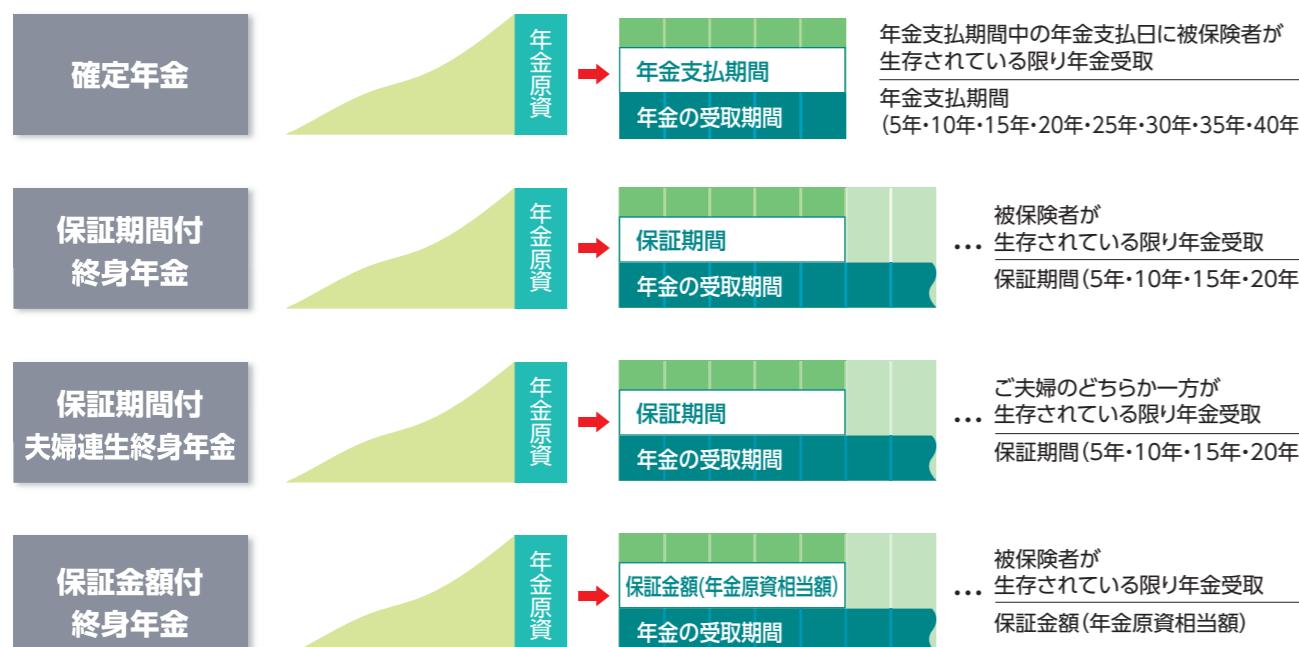
詳しくは
P5・6

ご希望にあわせて 年金の種類および通貨が選べます。

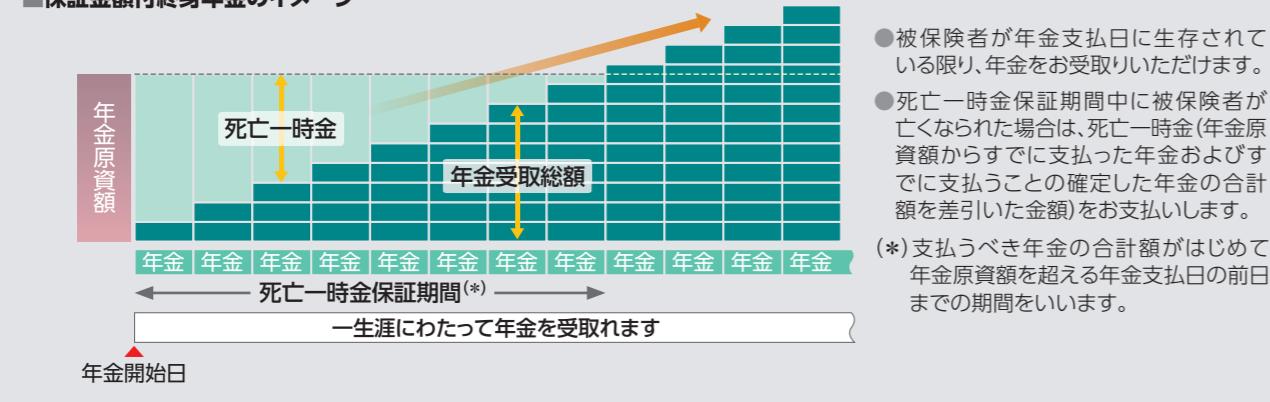


1 お選びいただける年金の種類

ご契約時に、確定年金(10年)または10年保証期間付終身年金をお選びいただきますが、つぎのいずれの方法でもお受取りいただけます。
※年金開始年齢により選択できない方法もあります。また、ジブラルタ生命所定の年金額に満たない場合はお取扱いできることあります。
※個人年金保険料税制適格特約を付加した場合、選択できない年金種類があります。
※年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は、年金開始日の前日末における積立金額(年金原資)および年金開始日における年金の種類、基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されるものです。



保証金額付終身年金のイメージ



2 年金受取通貨の選択自由 ₩ または \$

年金は、年金開始日前までに円と米国ドルのいずれかの通貨をお選びいただけます。
円で年金を受取る場合、年金開始日の前日を換算基準日として年金開始日の前日末における積立金額(年金原資額)を円に換算します。

※円でお受取りいただく場合、円換算支払特約(19)を付加します。詳しくは、7ページをご覧ください。

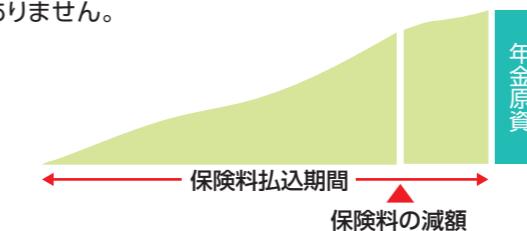
為替の動向や
年金の使途に応じて
選択いただけます。

ライフプランにあわせて柔軟に 変更できます。



1 保険料の減額

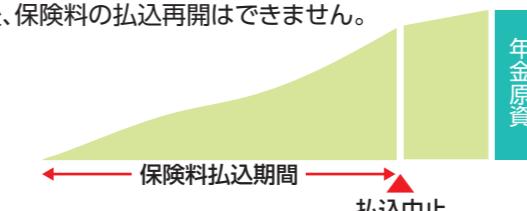
保険料払込期間中、ジブラルタ生命所定の金額以上、かつ、ジブラルタ生命の定める範囲内であれば、将来の保険料を減額することができます。なお、保険料の減額に伴う解約返戻金の払戻はありません。



出費が多くなっても
保険料を減らして
ご契約を継続することができます。

2 保険料の払込中止

ご契約日から10年以上経過し、かつ、その期間中の保険料をお払込みいただいている場合、将来の保険料のお払込みを中止することができます。
保険料の払込み中止後、保険料の払込再開はできません。



保険料のお払込みが
困難になつても
ご契約を継続することができます。

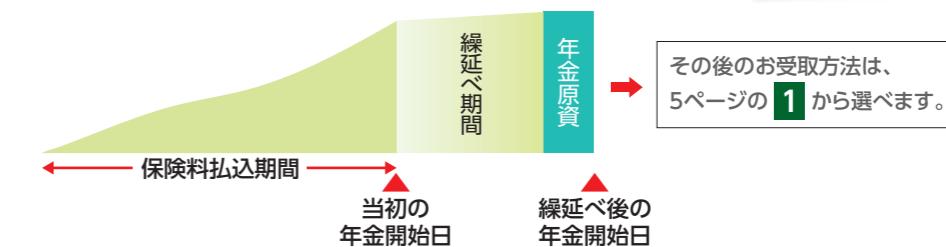
3 年金開始日の繰下げ(保険料払込期間の延長)

年金開始日を当初の日より遅くすることができます。

保険料のお払込み期間を
長くすることでさらに
年金原資を殖やせます。

4 年金開始日の繰延べ

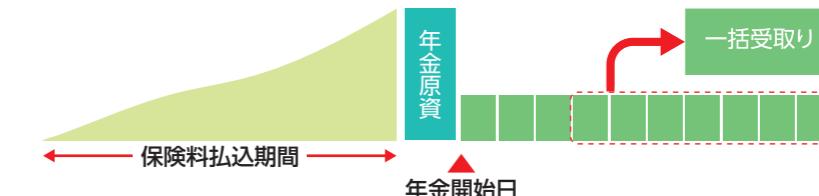
年金開始日の翌日からその日を含めて最長1年、年金開始日を繰り延べることができます。また、繰延べ期間中であれば、年金開始日を早めることもできます。



為替の動向をみて
お受取りのタイミングを
決めることができます。

5 年金開始後の年金の一括受取り

年金をお受取りいただいている途中で、残りの年金を一括してお受取りいただくことができます。



まとまつた資金が必要なとき
一括してお受取りいただけます。

このマークがついたお取扱いにはご確認いただきたい事項がございます。
裏表紙の「くわしくは…」をご覧ください。



為替リスクについて

この保険は米国ドル建であり、米国ドルを円に換算するときに**為替相場の変動による影響を受けます。**したがって、年金受取総額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、お払込みいただいた円建払込額(円建保険料)の総額を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります。**

●この保険にかかる**為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。**

●円で保険料等をお払込みいただく場合の為替レートと円で年金・保険金・解約返戻金等をお受取りになる場合の為替レートには**為替交換手数料**が含まれております。

したがって、為替相場に変動がない場合であっても、**お受取りになる円換算の金額がお払込みいただいた円建払込額(円建保険料)の総額を下回ることがあります。損失が生じるおそれがあります。**

「円」でお取扱いする際の注意事項

1 保険料は「円」でお払込みいただきます(円建払込額を定める場合の特則付の円換算払込特約(19)) 「円」でのお払込金額は一定ですが、米国ドルに換算した保険料は毎月変動します。

為替レートに応じて、
米国ドル建の保険料は毎回変動します。

例) 每月の円建保険料	2万円	円高	1米国ドル= 70円の時 285.71米国ドル
		△	1米国ドル=100円の時 200.00米国ドル
		円安	1米国ドル=130円の時 153.85米国ドル

2 「円」で年金・保険金・解約返戻金等をお受取りになる場合(円換算支払特約(19)) お受取金額は変動します。

為替レートに応じて、
年金額は変動します。

例) 年金額	10,000米国ドル	円高	1米国ドル= 70円の時 700,000円
		△	1米国ドル=100円の時 1,000,000円
		円安	1米国ドル=130円の時 1,300,000円

為替レートに応じて、
死亡保険金は変動します。

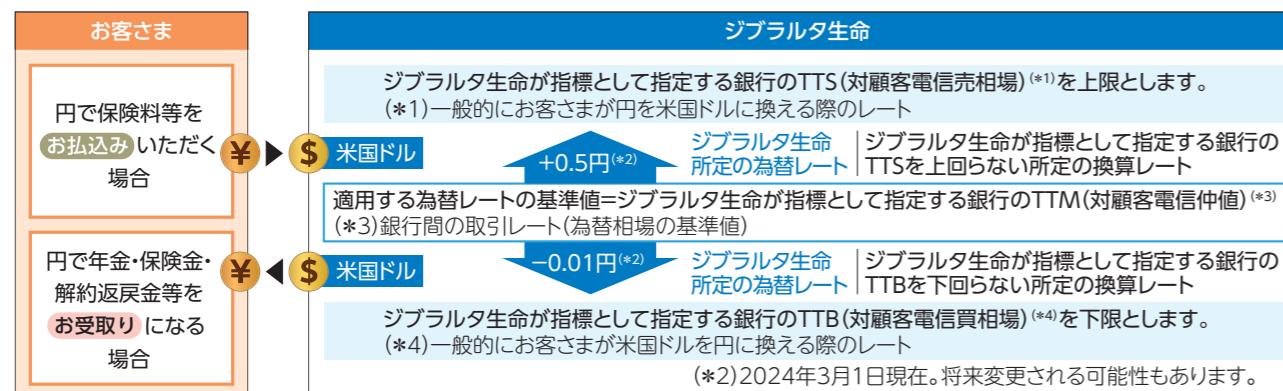
例) 40歳時の死亡保険金額	30,000米国ドル	円高	1米国ドル= 70円の時 2,100,000円
		△	1米国ドル=100円の時 3,000,000円
		円安	1米国ドル=130円の時 3,900,000円

為替レートに応じて、
解約返戻金額は変動します。

例) 55歳で解約した場合の解約返戻金額	75,000米国ドル	円高	1米国ドル= 70円の時 5,250,000円
		△	1米国ドル=100円の時 7,500,000円
		円安	1米国ドル=130円の時 9,750,000円

ジブラルタ生命所定の為替レートについて

●この保険を円でお取扱いする際、米国ドルを円に換算するために用いるレートは、時々刻々と変化する為替レートに基づき日々ジブラルタ生命が設定するものです。



※ジブラルタ生命所定の為替レートは、ジブラルタ生命が指標として指定する銀行の為替レートを基準としています。また、TTMとTTS・TTBとの幅は各金融機関によって異なります。

※換算の基準となる日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。

※TTSまたはTTBは、1日のうちに公示の変更があった場合、その日の最初の公示値とします。



ご契約にかかる費用について

●保険関係費用

お払込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持・死亡保障などに係る費用等に充てられ、それを除いた金額が積立金で運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持・死亡保障などに係る費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢などによって異なるため、一律には記載できません。

●米国ドルの取扱いによりご負担いただく費用

【円で保険料等をお払込みいただく場合の費用】

- ジブラルタ生命所定の為替レートには**為替交換手数料(0.5円^(*)/1米国ドル)**が含まれております。

【円で年金・保険金・解約返戻金等をお受取りになる場合の費用】

- ジブラルタ生命所定の為替レートには**為替交換手数料(0.01円^(*)/1米国ドル)**が含まれております。

【米国ドルで年金・保険金・解約返戻金等をお受取りになる場合の費用】

- お取扱いの金融機関により諸手数料が必要な場合があります。(金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載できません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。)
- 米国ドルでのお受取りにかかる手数料(ジブラルタ生命からご契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料)がお受取額から差引かれことがあります。(送金先金融機関により手数料は異なるため、一律に記載できません。お受取時に取扱金融機関にご確認ください。)

●年金支払期間中に年金で受取る場合にご負担いただく費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%^(*)を年金支払日の年金原資から控除します。

●解約の際にご負担いただく費用

契約日から経過10年未満で解約された場合、解約日の積立金額から経過年月数に応じた所定の金額(解約控除)をご負担いただきます。

(*)2024年3月1日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。

「円」でお取扱いする場合の為替レートについて

毎営業日の当日午前0時に公開します。



インターネット(ホームページ)
<https://www.gib-life.co.jp/>



コールセンター(通話料無料)
ミナジブロック 0120-37-2269

平日9:00~18:00
受付時間 土曜9:00~17:00
(日・祝・12/31~1/3を除く)

特 約	対 象	換算の基準となる日	適用する為替レート
円換算払込特約(19)	●第1回保険料	給与源泉	保険料払込日の属する月の前月末日
	給与源泉以外		保険料払込日の前日
	●第2回以後の保険料		保険料払込日の属する月の前月末日
円換算支払特約(19)	●死亡保険金・災害死亡保険金		所定の必要書類をジブラルタ生命にて受領した日の前日
	●解約返戻金		
	●年金		年金開始日の前日
	●死亡一時金		
	●死亡保険金即日支払サービスによる死亡保険金		所定の必要書類をジブラルタ生命にて受領した日の前日

※換算の基準となる日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。

※詳しくは7ページの「ジブラルタ生命所定の為替レートについて」をご覧ください。

個人年金保険料控除について

個人年金保険料控除で
税金の負担が軽減されます。

個人年金保険料控除とは、お払込みいただいた保険料に応じて、一定の金額がご契約者のその年の所得から差し引かれ、所得税や住民税の負担が軽減される制度です。個人年金保険料税制適格特約を付加することにより、所得税法に定める個人年金保険料控除の適用が受けられます。

例 ハーベストプラスの保険料を年間24万円お払込みいただいた場合（他の生命保険契約は無しとします）

① 所得からの控除額

■ 所得税：4万円 ■ 住民税：2万8千円

それぞれ控除額の上限です。

② 軽減される税額（目安）

年収や家族構成等に応じて税額が軽減されます。

● 所得税4万円、住民税2万8千円の生命保険料控除を受けた場合

家族構成	年収	合計軽減税額
単身世帯の場合	400万円	4,800円
	600万円	6,900円
	800万円	11,000円
	1,000万円	11,000円
夫婦のみの場合	400万円	4,800円
	600万円	6,900円
	800万円	11,000円
	1,000万円	11,000円
夫婦と子ども2人 (大学生と高校生) の場合	400万円	4,800円
	600万円	4,800円
	800万円	6,900円
	1,000万円	11,000円

※社会保険料控除を年収の15%として計算。※夫婦はいずれか1人が年収を得ているケース。

出典：(公財)生命保険文化センター「知っておきたい生命保険と税金の知識」(2022年4月改訂版)をもとにジブラルタ生命で作成

③ 個人年金保険料控除が適用されるための要件

以下のすべてを満たす場合に、個人年金保険料税制適格特約を付加することができます。



- ① 年金受取人がご契約者（保険料負担者）またはその配偶者のいずれかであること。
- ② 年金受取人は被保険者と同一であること。
- ③ 保険料払込期間が10年以上であること。
- ④ 確定年金の場合は、年金開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金受取期間が10年以上であること。

※ご契約者の変更により、左記①を満たさなくなった場合、この特約は消滅します。
※左記②～④に反するご契約内容の変更是取り扱いません。

※生命保険の目的は将来起こりうるリスクに備えることであり、保険料の税法上の優遇措置はそれに付随するものです。

ご存知ですか？ / ご契約にあたりご理解いただきたい公的な制度があります。

リタイア後の生活を守るために公的保障として「老齢年金」があります。

老齢年金には、「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」があり、加入している年金の種別によって受給額が異なります。
老齢年金の受給要件等の詳細については、日本年金機構のホームページ等でご確認ください。

将来受取れる年金額は、厚生労働省の
「公的年金シミュレーター」で試算できます。



※公的年金シミュレーターの使い方等の詳細は、
厚生労働省のホームページをご確認ください。



※公的年金シミュレーターは、年金額を簡易に試算することを目的としており、実際の年金額とは必ずしも一致しません。
より正確な年金見込み額の確認をする場合には、日本年金機構の「ねんきんネット」の活用をご検討ください。

※2024年2月現在の公的制度に基づくもので、
将来変更となる可能性があります。



このマークがついたお取扱いにはご確認いただきたい事項が
ございます。裏表紙の「くわしくは…」をご覧ください。

Q A よくあるご質問について

Q1 保険料はいくらからはじめられますか？

A1 毎月1万5千円からお払込みいただけます。

Q2 保険料は毎月同じですか？

A2 はい、同じです。お申込みいただいた円建保険料を、毎月お払込みいただきます。
お払込みいただいた円建保険料を毎月ジブラルタ生命所定の為替レートで換算した
金額が米国ドル建保険料となります。

Q3 予定利率は一定ですか？

A3 はい。保険料払込期間中（年金開始日の繰下げ後も含む）と据置期間中の予定利率は
一定です。年金開始日の繰延べ期間中および年金開始後は異なる予定利率となります。

Q4 据置期間なしタイプと据置期間5年タイプは途中で変更できますか？

A4 できません。ご契約時に選択いただいたタイプでご継続いただきます。

Q5 途中で解約できますか？

A5 はい。契約日から10年以上経過している場合、積立金額^(*)と同額をお受取りいただけます。
それより前の解約の場合、経過年月数に応じて所定の金額（解約控除）をご負担いただきます。

(*)お払込みいただく保険料のうち、保険関係費用を除いた金額が積立金として運用されます。

Q6 年金を受取ると税金の対象となりますか？

A6 はい。ご契約者（保険料負担者）が年金受取人の場合、毎年の年金受取時に、雑所得として所得税と住民税の課税対象となります。

※ご契約者（保険料負担者）と年金受取人が異なる場合は、年金受取開始時に年金受給権の評価額に対して贈与税が課税され、さらに毎年の年金受取時に雑所得として所得税・住民税が課税されます。（ただし、贈与税と所得税が重複して課税されることはありません。）

Q7 年金開始後、残りの年金を一括で受取ると 税金の対象となりますか？

A7 はい。確定年金の場合は、一時所得として所得税と住民税の課税対象となります。
終身年金の場合は、保証期間分の年金の一括受取りについて雑所得として所得税と住民税の課税対象となります。

※終身年金の場合、保証期間経過後に被保険者がご存命である限り、その後も年金をお受取りいただけます。
この場合、雑所得として所得税と住民税の課税対象となります。

Q8 自衛隊を退職した場合は継続できますか？

A8 はい。保険料払込方法を口座振替扱等に変更いただくことでご継続いただけます。



くわしくは…



保険料の払込中止について P.6

- 保険料の払込中止のお申出後に引き落とされた保険料はご返金します。
- 保険料の払込中止後の予定利率は、保険料払込期間中と同じ利率です。
- 保険料の払込中止後の払込再開はできません。



年金開始日の繰下げについて (保険料払込期間の延長) P.6

- 繰下げは、年金開始日前に限り、ご契約者が繰下げのご請求をした日において、お取扱いしている期間および被保険者年齢の範囲内で行います。
- 繰下げ期間中の予定利率は、保険料払込期間中と同じ利率です。
- つきの場合、繰下げのお取扱いはできません。
①据置期間中
②保険料の払込中止後
③年金開始日の繰延べ期間中



年金開始日の繰延べについて P.6

- 繰延べは、年金開始日前に限り、ご契約者が繰延べのご請求をした日において、お取扱いしている期間および被保険者年齢の範囲内で行います。
- 繰延べのお取扱いは1回を限度とします。
- 繰延べ期間中は、解約・保険料の減額・保険料の払込中止・年金開始日の繰下げのお取扱いはできません。
- 繰延べ期間中は、積立金をジブラルタ生命所定の利率による利息をつけて積み立てます。
- 繰延べ期間中に死亡された場合は、死亡日における積立金に相当する額をお支払いします。(災害死亡保険金のお支払いはありません。)



個人年金保険料税制適格特約について P.9

- この特約は、ご契約時に付加または中途付加することができます。
- この特約を付加していない場合、一般生命保険料控除の対象となります。
- この特約のみ解約することはできません。

死亡一時金について

- 確定年金・保証期間付終身年金・保証期間付夫婦連生終身年金の場合、保証期間中(確定年金では年金支払期間中)、被保険者(保証期間付夫婦連生終身年金ではご夫婦の両方)が死亡された場合の未払年金現価をお支払いします。
- 保証金額付終身年金の場合、死亡一時金保証期間中、被保険者が死亡された場合、年金開始日の前月末における年金原資額からすでに支払った年金およびすでに支払うことの確定した年金の合計額を差引いた額をお支払いします。

死亡保険金等の年金方式でのお受取りについて

- 被保険者が死亡された場合、ご遺族の方(受取人)が、死亡保険金・災害死亡保険金・死亡一時金の全部または一部を年金でお受取りいただけます。(遺族年金特約(19)を付加。)
- 年金の種類は確定年金となり、年金支払期間は、5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年から選択いただけます。

告知について

- 健康状態に関する告知や医師による診査は必要ありません。(現在の職業等についての告知のみ)

その他

- 当パンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無配当です。
- この保険は契約者貸付、保険料の自動振替貸付のお取扱いはできません。
- この保険は延長定期保険、払済保険への変更のお取扱いはできません。
- この保険に高度障害状態に対する保障はありません。

死亡保険金について

- 死亡保険金額は、死亡日における積立金に相当する額です。
- 死亡保険金は、円でお受取りいただけます。(円換算支払特約(19)を付加。)

災害死亡保険金について

- 災害死亡保険金額は、死亡日における積立金に相当する額の10%相当額です。
- 災害死亡保険金は、死亡保険金とあわせてお支払いします。
- 災害死亡保険金は、つきのいずれかを直接の原因として被保険者が年金開始日前に死亡されたときお支払いします。
①責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき
②責任開始期以後に発病した所定の感染症を直接の原因として死亡されたとき

■当パンフレットに記載している税務取扱については、2024年2月現在のものであり、法律改正及び制度改革等により変わる場合があります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご相談ください。



ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

ミナジブロック
コールセンター 0120-37-2269 (通話料無料)ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>